

【書評】

羽田博士 東洋史論叢 頌壽記念

前京大總長羽田亨博士が還曆を迎えられたのは昭和十七年五月十五日であった。學界における博士の不滅の功績を記念するために、京大東洋史研究室を中心として還曆記念の事業が進められたが、その事業の一つとして博士の知友門下から寄稿を求めて東洋史論文集の編纂が計畫せられた。原稿はすでに十八年に出そろい印刷に付せられることになつたが、太平洋戦争はます／＼苛烈となり、千頁を越える大書冊の刊行は難航をきわめた。戦争は終つたが、こんどは經濟的な混亂がこの書の出版の行手をばばんでしまい、関係者の焦慮にも拘らずいつ發刊できるか見込みの立たない窮狀に陥つた。本書が、前後八年の歲月を経た今秋、戦後稀に見る堂々たる容姿を以て世に出ることになつたのは、梅原末治博士の斡旋により、Harvard 大學の Harvard-Yenching より助成金を受けることが

できたからであることを知らなければならぬ。

八年前の企畫そのまゝに出版せられた本論叢は、戦争中におけるわが東洋史學界の狀態を物語る記念物であつて、東洋史學者が戦争中も時局の波に漂いながら、しかも自己の本領を忘れないで目ざす方向に着實な歩みを續けていたことを、今から考えて雄々しいものに思うのである。執筆者は博士の知友門下四十三名に上る。全體の頁數の關係から始めながら人數に制限があり、また寄稿の依頼をうけながら病氣その他のやむを得ない事情のため、無念にもその機會を失つた人が數氏ある。今、許された頁數の範圍内で、できるだけ具體的な紹介を試みようと思ふ。卷首に詩詞、羽田博士略歴と著作年表があり、さらに卷末にはその英譯がある。さて四十三篇の論文の全體を通じて感ずる所は、社會經濟史と近代史關係の論文が殆ど見當らないことで、時代の變遷を思わしめるが、その他はいろいろな方面の論作があり、滿蒙史、言語關係のものが多いことは羽田博士の學風の然らしめるところ、たゞ西域史關係のものが無いのは不思議

議のようである。

まず古代史關係のものから紹介しよう。先ず貝塚茂樹氏の「尙書大誥編の作者に就いて」がある。尙書大誥編は成王を輔佐した周公が成王に代つて殷民族の叛軍を討伐する告示であると考えられるが、いつ、いかなる場合に何王が發布した詔勅であると説明する叙史の文章が缺けているので、その本文からこの篇の作者が誰であるかを知ることができない。吳大澂及び孫詒城の二氏は全文の知識から、文中に見られる寧人、寧王というのが文人、文王を寫し誤つたものであり、前王を文人、文王と呼ぶ現在の王は武王で、大誥篇は武王の告示であるという意見を出した。しかし文中には寧武即ち文王武王を並稱した箇所もあるから、やはり周公の告示と見た方が穩當である。それには文中に幼沖の人と王が自稱しているのが、老人であつた周公に似合わないと考えられ易いが、幼沖の人とは、他篇に見える小子という周公の自稱と同じく謙辭に過ぎないから、著者の考に支障を與えるものではない、と説く。

次に執筆者中、唯一人故人となられた東北

大學の岡崎文夫博士の「參國伍部」の制に就て」がある。

管仲が齊桓公に説いて實行に移したといわれる「參國伍部」の制については、國語齊語と管子小匡篇との記載に差違がある。即ち齊語の方は、齊の國都の城壁内の住民中、商工業者は軍隊に徴集されず、たゞ士階級だけが應募して三軍を組織する、といふ、管子の方は農民及び商工業者も徴集されるという。著者はこれについて解釋を下し、齊語の方は春秋初期に現實に存在した制度を傳えたものであり、管子の記する所は、春秋末期の制度を示したものとし、周民族は農業民であつたが、國初は兵農分離せず、封建制の進行と共に、兵農分離し、春秋末期に至つて農民はかえつて兵役の負擔者となつた、としている。

大島利一氏の「神農と農家者流」は、戦國時代に起つた許行一派の革新的な農家思想を解析闡明したものである。紀元前四世紀の中國の農家者流には二つの學派があつた。一つは李悝らの官僚學派であり、他は許行らの民間派であつた。官僚學派は農業技術の改良を
行い、かれらの農業神は周朝の先祖の後稷で

あつた。この派の思想についてはすでに先人の説もあるが、著者はこれと考えを異にするといふ、それは戦國時代の苛烈な農民生活から必然的に生れた革新的なもので、君臣並耕、物價齊一を主張した。かれらの神は南支那の農業神に起源する神農であつた。許行とその弟定たちは神農の革新的性格を宣傳したが、その後繼者がなく、道家、儒家等の他の學派にとり入れられた神農はその革新的な性格を失いしだいに溫和なものに變化した、といふ。

和田清博士の「連王莊躡故事」は、史記の西南夷列傳に楚の威王(楚威王)の代に、將軍莊躡が巴、蜀、黔中諸郡よりさらに江を溯りつつ西方を征服して雲南省の連池に至り、秦がこれらの諸都を陥れたのに出逢つて歸れず、ついに躡王となり、蠻俗に化したといふ記事がある。秦本紀によると、秦が楚の黔中郡を奪つたのは秦昭襄王三十年(前297)であるから、楚の威王との間に五十二年の隔りがあるし、歴史地理にも合わないから事實ではなく、郷土史家の創作した物語であらう、戰國の楚が貴州を越えて雲南まで勢

力を及ぼし得るはずはない、としている。

次に魏晉南北朝に降ると村上、宮川兩氏のものがあつた。村上嘉實氏「世說新語に現れた個性」は、世說新語に記された魏晉の時代にも個性が進展したがこの時代に肖像畫が發達し、世說新語にもこの時代の有名人の容貌の描寫に個性がいき／＼とあらわれており、性格描寫においても個性が躍動している。また短い逸話の中に人間の内面的な性格を端的にあらわそうとしていることを指摘し、個性

進展の理由として、(1)傳統から脱したこと、(2)異種の民族や文化に接して自己反省がなされたこと、(3)危機に直面して自我にめざめたこと、(4)老莊や佛教による宗教的哲學的内省(5)感情の尊重等をあげている。

宮川尚志氏の「六朝時代の村に就いて」は、村の起源は、魏晉時代に、漢代の地方村落組織が崩れたあとに發生した自然的聚落である。それらは多く都會を離れて僻遠の地に營まれた、當初の目的は主として軍事的自衛にあつたが、のちには人民の生活單位として平和な發達を遂げた、北朝に作られた地方制度

では、自治的行政單位としての村の名稱はまだ見られないが、唐になつて始めて農村における單位としてその法制のうちに明記せられたことに説き及んでゐる。その法制のうちには明記せられた唐代の自治的行政單位を論じたのは那波利貞博士「唐代における隣と保の制度に對する新解釋」である。唐代の自治組合組織は、隣（四戸）保（五戸）里（百戸）郷（五百戸）から成つてゐたと當時の史料は傳えるが、最も問題になるのは隣と保との關係である、かつて仁井田陞、志田不動磨、松本善海諸氏の所説があるが、解決を與えていないと思つので、土魯番發見の唐廣德三年二月の交河縣文書に基いてこの問題解決の新説を提起する、といふ、隣には保證の意味がないが、保には保證の意味があり、四隣（十六戸）或は五隣（二十戸）が一單位をなし、これを母胎として互選輪番で五戸が一保を組み、この保はただに保内入五戸連帶責任をとるのみならず、その母胎たる四隣又は五隣の成員全部に對しても連帶責任をとるものであつて、隣と保とは共に兩立して存在したものであるとされている。那波博士のほかに唐代關係のもの

には岡本午一氏「唐代聘財考」がある。支那においては古來聘財即ち納結は、婚書即ち結婚契約書と共に頗る重要視せられた。唐代においても同様である。聘財の額も社會的地位に應じて規定せられていたが、規定以上の巨額を贈つて名門高官の女を婚らうとする賈婚の弊風も利用され、聘財が一面形式的なものでより實利的なものとして變化した、といふ。

宋に入ると、荒木敏一氏の「北宋時代に於ける殿試の試題と其の變遷」がある。北宋時代の殿試では、初め詩、賦、太宗時代より寧三年、革新政治を斷行する王安石の意見にことゝ改められ、從來の詩、賦尊重の風潮はおとろへたことを指摘したもので、著者の科舉變遷史研究の一環をなす。これと少しく關係があるので外山軍治の「清康の變に於ける新舊兩法黨の勢力關係」を紹介すると、北宋末金軍の進入を招いたのは新法黨政府の失政であつた、徽宗は引責退位したが、新法黨のために追放驅逐せられていた舊法黨人士は中央復歸の機會に恵まれ、新法黨の政策を廢止

した。王安石によつてやめられた詩、賦を科舉の課目として復活したのもその一である、ところが開封に攻め込んだ金軍は舊法黨を是とし新法黨を否とする方針をとつた。司馬光の資治通鑑をさがしもとめる一方、王安石の著述は棄て去つた。金人は宋における新舊兩法黨の勢力交替の事實を見出し、これに對應しようとしたもので、それは早くより金に歸順した北支那在住の漢人の獻言によるものと考へる、としてゐる。

佐伯富氏の「宋代に於ける重法地方に就いて」は、宋代、帝都開封、西京洛陽を始め、大運河沿岸の淮南路の要衝、河北、河東、陝西等、契丹、西夏との接壤地域、盜賊の多い京東、京西路や福建路など、政治的、經濟的軍事的に重要な地方を重法地方に指定し、そこではたとひ同じ罪を犯しても他の地方よりも重く處罰せられた。これは全く獨裁政治を施行する必要から生れたものであるが、これが施行の結果はかえつて不逞の徒を刺激して、その團結を強め、大坂亂を醸成せしめる原因となつた、と説く。内藤戊申氏の「歐陽脩について」は、近世中國社會は北宋に始ま

るが、中でも仁宗時代は中世から近世社會への轉換期にあたる、この轉換期に文學藝術の面で一世を風靡したのが歐陽脩である、かれが文化史上近世的だといわれるのは、かれの文章、詩詞において革新を敢行した所に在り、士大夫のための藝術、換言すれば作者と鑑賞者とが同一人である所の藝術の分野を開拓した所に在る、といつてゐる。曾我部靜雄博士の「南宋の海軍」は、南宋の海軍基地は海岸一帯及び揚子江並にその支流や運河の要地で、特に行在の臨安に近い許浦、澈浦、定海は重要視せられた。官設造船場は、浙江の温州、明州、江西の贛州、吉州その他木材の産と交通の便のある地におかれた。各基地には夫々特殊な成立事情と編成が見られるとて具體的に記し、宋では民船を背酷に徴用したこと、南北海上交通は南宋の時から金との間に行われたことにも説き及んでゐる。

宋と時代を同じうした遼、西夏に關しては田村實造博士「遼代都市の性格」がある。遼代都市の代表的なものとして、上京臨潢府、東京遼陽府、中京大定府、南京樺津府、西京大同府の五京をあげ、その各々についてその

成立、發達及び都城の狀態、住民の生業について具體的に記述した上、上京、中京は主權者乃至國家の政治的意圖によつて人爲的に建設せられた新興都市で、その住民の大部分は漢人より成り、その存在及び消長は全く當該政權と運命を同じうすべきものであり、東京、西京は、傳統ある都市的規制を有し、前者は渤海、高麗、女眞に對する、後者は西夏及び西南諸部族及び宋に對する經略基地としての性格をもつてゐたこと、南京は、文化的

な都市である上に、澶淵の盟約以前は軍事的、以後は政治經濟的な都市として役割を果したことを論じてゐる。藤枝晃氏の「李繼遷の興起と東西交通」は、十世紀末、河西の地に勢力を得つゝあつた西夏の始祖李繼遷は聖宗治下の遼、太宗治下の宋と鼎立の形を成したが、遼宋は絶えず勢力を西に伸ばして李繼遷を勢力下に入れようとした。まづ遼は九八六年、李繼遷招撫に成功した。遼史及び宋會要稿等によると、九八六年以降、李繼遷の西方にあたる西域諸國の遼への朝貢記事がにわかに頻繁に現れるが、この情勢は九九七年宋太宗の死によつて一變し、西域諸國は遼宋の

兩國に通じ、一〇〇四年、遼宋講和成立により西域諸國は遼を訪れることをやめ、宋のみに頻繁に通じた。この關係はその後一〇二二年、宋は西夏領を通過せずして西域諸國に通ずる交通路をひらくまで続く。これは西夏が西域諸國と東亞諸國との間に介在し、西域諸國との貿易路を抑えていたこと、西夏の獨占にあきたらぬ東亞諸國がこれに對して西夏にやらない交通路を開くことに懸命になつた事實を物語るといつてゐる。

降つて元に入ると、愛宕松男氏の「蒙古人政權治下の漢地に於ける版籍の問題——特に乙未年籍、壬子年籍及び至元七年籍を中心として——」がある。蒙古人政權はその初期に漢人を對象として數次の戸口算定を行つた。一二三三年、河北、山西、山東を征服した時戸口調査を行い、七十三萬餘を算定した(舊戸)ついで一二三五年、金都開封を陥れた翌年(乙未年)大規模な人口調査を行い百餘萬戸を算定した(新戸)。この戸籍算定の目的は漢人世侯の私有する版籍を回收しその上に蒙古族による自主的支配を確立せんとするに在つた。かくて蒙古人政權は百七十萬餘戸を籍し

たが、その中八十七萬戸は直接に政府に税を拂つた(大數目)が、七十六萬戸は蒙古人領主の支配下におかれた。(五戸絲戸—五戸毎に絲一斤を歲賦とす)一二五二年(乙未年)の戸口調査では大數目を二十萬餘増加を見てゐるが、それは蒙古人領主の隸屬下より大數目への編入を意味する。一二七〇年(至元七年)の戸口調査では百九十三萬に上る戸口を算えた。蒙古人政權はかくして蒙古人領主の力を弱めることに成功し、全戸を戸等と戸格にあらわして、異なる税を課した。かくて蒙古朝が漢地に對してしだいにその自主的獨裁的な部族支配を確立していつたと説いている。

神田喜一郎博士「元の文宗の風流について」は、元の諸帝の中で、特に第九代文宗(一二二九—一二三二)が中國文化に深い興味をもち、自ら漢詩を作り、漢字を書き、漢畫を描き、また中國古來のすぐれた書畫を宮廷に多くあつめた事實を、きわめて具體的に説述している。

書評

となつてゐるが、近年紹介せられた申忠一書啓の記載に、太祖の父祖がさらにその東方の某地からこゝへ移住したと記されている所から、稻葉、利田兩博士はこの記事を信じて夫々その東方の某地を考定し、その某地において寧古塔貝勒が發生したと考え、清朝の所傳を否定した。しかし、清朝の所傳はけつして申忠一の記載と矛盾しない、太祖の父祖はその舊住地は舊住地としておいて、別に新たに赫圖阿拉に築き、その兄弟もまたその附近に築いた。かくて六人の兄弟ニンクタベイレの稱號が自ら起り、族名とも地名ともなつたという。次に小川裕人氏「所謂『女直國』の建設に就て」がある。ヌルハチは一六〇〇年までに滿珠國を築き上げたが、以來それまでの滿珠國を發展させて「女直國」の建設に従い、滿洲文字の制定、牛豕制の創設等を次々に行つたが、この際注目すべきは、かれが力と利慾による秩序を否定して、西方佛敎的敎義に基く—遼金などでは専ら支那的倫理の媒介によつた—道義を確立したことである。この道義はその後、八旗の旗人的道義ともなり、清朝雄飛の一因をなした、とする。鴛淵

一博士の「清太祖時代の刑政考」はヌルハチ時代の法は軍事的事項と習慣法的事項とから成る不文律的法令であつた。ヌルハチは法の施行にあつては慎重を期し、公平な態度によつてよく諸部族を指導しつゝ健全なマンジユ・グルンの建設を圖つた、といい、ヌルハチ時代の刑罰と罪科について具體的に述べている。

北山康夫氏の「清代の駐防八旗について」は駐防八旗の概説である。清初すべての滿洲人は北京近傍に定住して八旗に編入せられた。その後、八旗の一半は首都の防備にあたり、他は占領地區の要地の防備のために派遣せられた。前者が禁旅八旗であり、後者が駐防八旗である、駐防兵は漢人の都城から離れたところに滿城を組織してその漢化を防止し、またかれらは任地で住宅や土地を與えられたが、墳墓を設けたり、土地を買つたりすることは許されなかつたし、十八以上の家族は同伴できなかつた。しかし駐防八旗がその駐屯地に土着するようになると、乾隆七年(一七四二)以來しだいにその禁を解いた。なお駐防將軍はその後綠營を統轄し治安の維持に

している、鮮卑特に拓跋部族に近い部族であったことを論證し、北族君長を意味する可汗の號は柔然に至つて始めて用いられたといわれるが、すでにそれより以前、紀元後五十年頃から鮮卑族が用いていたこと、柔然は辯髮せる遊牧騎馬民族で嫂婚の風習を有したこと、母可賀敦は屢々政治に干與したこと、その軍團組織は北魏と同じく「幢を單位としたこと」その幢の人員は北魏とは若干の差があったこと、柔然には佛教が行われ、相當数の柔然は支那哲學、文學、星學等を學んだこと、中原國家は、多量の農産物及び工藝品を贈與したにも拘らず、かれらの欲する醫者、工匠、星書、磁石等は與えることは拒絶したことに説き及ぶ。

岩井大慧氏「成吉思汗の即位と巫現に就いて」成吉思汗は第一次(1188)第二次(1206)ともに巫が天神の宣告をうけることによつて可汗の位に即いたことを指摘し、第一回即位に神託を奉じた Usun-Gorji Edügen は老人一神、を意味する Edügen という稱號を有することにより、それが巫現であることが明らかにせられる。かれはのち Baeki, Begi と

いう官人に任ぜられたが、ベキは單なる部長や族長ではなく、巫が官制化されたものと考えられる。ツングース語の Baeki、蒙古語の Doga、トルコ語の Doga と根源を同じうし、宗教的の司祭者たる巫が同時に政治的指導者であつたことを意味し、なお女眞の國論是勃極烈が祭祀の官職を指すことにまで言及している。

南方史關係のもの二。杉本直治郎博士「支那に知られたチャムバの國號」その再吟味「」には、チャムバ(Champa)は千百餘年の間獨立していたが、支那で認めた正式の國號は林邑、環王、占城と三變遷を経て、第一の國號林邑は一九二年の建國當時より七五八年まで使用せられた。これは象林邑を略したものである。第二のは七五八年以後唐の末期、少くとも八三八年まで使われた。これは Bal Hlangov に由来すると考えられる。第三のは、唐宋少くとも八七七年から一四七一年のチャムバ滅亡まで使われた。これはチャムバ城という意味である。特に唐代チャムバの別名の如く傳えられている占不勞(Cham-pu-lao)は國の名でも都の名でもなく、島の

名であるといひ、なお元史に現れるチャムバ王名の解讀に新説を出している。

富崎市定博士の「狼牙脩國と狼牙須國」は六〇七年に南海方面に旅行した隋の常駿の行程(隋書南蠻傳赤土國條に記さる)に現れた六地點の比定を行い、特に狼牙須國が従來梁書海南諸國傳中に見える狼牙脩國と同一地點であると考えられていたのを訂正した。即ち常駿の行程の焦石山をインド・シナ廣南近傍の茶山(Che-tshan)に、陵迦鉢拔多洲を(Culao Cham)に、師子石をシンガポールに、問題の狼牙須國を Tanager-Singkep 諸島に比定し、これをマレイ半島沿岸と考えた藤田豊八、桑田六郎兩博士、高桑駒吉氏説を誤りだといひ、雞籠島を Natan Hani の河口に近い地點に、赤土國をスマトラ Jambhi にあて、狼牙脩國はセイロン島上の地點と認められる、といふ。

考古學關係では梅原末治博士「北部佛印發見の銅戈に就いて」を通じて見た支那古文物の北部佛印に波及した年代觀」がある。初期金屬文化の遺物として重要な價值をもつ北部佛印發見の銅戈一著者がハノイのフイ

ノ一博物館で親しく調査したに關し、それが二群に分類せられること、第一群の特徴は刀身にもなごにも、わに、鳥、象等の動物模様印がされており、刀身はなごに對して直でない、これらの大部分は、支那の戈の系統をうけて同地で作られたものと考えられ、その原型は戰國時代以降のものでない、第二群のものは明らかに支那で作られ、それが輸入せられたと推定せられ、それは周代の作であろうと言う。水野清一氏「雲岡石窟における二三の因縁佛」は、雲岡石窟に見られる阿輪迦施土因縁佛と羅睺羅因縁佛とを説明したもので、前者は數人の童子が肩くまをして釋迦が手にもつてゐる鉢にすがつてゐる像一鉢にすがつてゐるのがアショカ王の前身、佛に穀物だとして遊んでゐた土を、友達の前肩につけて施してゐる—この説明は賢愚經に見える—で第十洞のものが最も古く、第五洞外の小窟にあるもの、第十二洞外の二三の小窟中にあるもの、第三十洞、第三十三洞にあるものは雲岡における末期のものである。後者は立つた佛と童子とよりなる—佛は出家十二年日に釋宮に歸つた釋迦、童子は釋迦の質子羅睺羅

で、法の開基とその繼承者との因縁を示す、この説明は雜寶藏經に見える—で、第十九洞に最大のものであり、第九洞のものは中期の作だとする。

佛教史關係のもの三、塚本善隆博士「ウエーヤ」博士の魏書釋老志譯註を補正す」は一九三三年通報に載せられたウエーヤ氏の魏書釋老志譯註を批評し、勞作ではあるが支那佛教の知識について不十分であるため、誤譯誤解が少くない、これについては周一良教授がその誤を正した一文を出しているが、周氏も支那佛教の知識を缺き、多くの教義上や用語上の誤りを正していない、といつて、(一)常樂我常が判つていないこと、(二)大小摩訶阿昆曇の譯が突飛であること、(三)佛教史籍參照の貧弱なこと等の諸點をあげてその誤を正し、支那佛教史の研究に關する限り、日本學界の成果を無視すべきでないといふことを強調している。長部和雄氏「唐代禪宗高僧の土庶教化に就いて」は、唐代の禪僧としては神秀(706) 普寂(597-657) 義福(551-606) 及び慧能(595-673)らが土庶の教化に成績をあげたが、かれらは淨土教僧侶の如く俗講や五輪

念佛の様な通俗的方法をとらなかつた。南北兩宗で各々その行き方を異にし、北宗に屬する前三者は長安洛陽地方で帝室擁護の下に土庶の歸依をうけ、南宗の慧能は始終僻遠の地で俗人の教化にあつたことは注目し、庶民的傾向をとつた南宗禪の時代へ移行するのであるが、その過渡期は開元天寶以前に見られる、といつてゐる。

野上俊靜氏「元の宣政院に就いて」、元朝では佛教關係の事務とチベットに關する事項を掌る官署として宣政院(至元元年より二十五年までは總制院といつた)を置いた。この官署は一般政務を掌る中央政府の諸機關とは全く別個の存在で、しかも元の朝廷國家において絶大な權威と尊崇とを獨占してゐた帝師に直屬した。ラマ僧を主とする元朝の有力僧徒は、上に帝師を頂き宣政院に立籠つて專横な振舞をなしたが、その長官たる院使(二人あり、下位の一人は僧侶)には色目人桑哥以下が就任し、宗教面と財政面に跨がり、朝廷の熱烈な崇佛を利用し、佛寺の建立その他に國力を費消せしめて弊害を助長したことを述べ

ている。

歴史地理關係の論作三。日比野丈夫氏「西漢郡國治新考」、從來、漢書地理志郡國各條下に擧げられた諸國のうち、第一番目の縣が郡守國相の治所であると考えられていたが、閩若璩は各郡國の下に屬縣を列擧した場合、第一にその郡國所治の縣を記すという體例を定めたのは續漢書郡國志であつて、漢書においては必ずしもそうでない、ということを考慮した。以後この説は殆ど定説となり、戴震、王鳴盛に従い、近年李亨魁氏も禹貢半月刊の六の六において、これら先人の説を一層綿密にした。しかし以上諸氏が論證の際に取上げている例を再検討すると、諸家はひろく前漢一代の記録に基いて立論しているが、漢書地理志の記載は元始二年(75)における版籍によつたことが明らかで、諸家の説には必ずしも承服できない、という。森鹿三氏「水經注に引用せる史籍」は嚮道元の水經注には、現在すでに亡んでしまひ殆どその名も忘れられた書物が多く引用せられている、その點でこの書の引用文献を整理しておくことは重要なことであるという考えから、章宗源の

書評

隋書經籍志考證を參證しながら歴史、地理關係の書物を取り出してゐる。小畑龍雄氏の

「唐代隴右振武軍考」は、振武軍は隴右道鄯州の境域に置かれた隴右軍節度使の管轄に屬する軍鎮である。この地は元來、石堡城といひ、唐代鄯州(今の青海省西寧縣)の西三百支里に位置する。開元十七年、唐は吐蕃の東方進出を抑えてこの地を吐蕃から奪ひ、こゝを重要な軍事據點とした。そうして、そのやや西方、唐の吐蕃との境界線を劃した。その後、開元二十九年から天寶八年までの八年間を除いては唐の領地であつたが、天寶十四年以後永久に吐蕃に沒したことを説く。

史料解説或は言語關係のものはかなり多い。石川幹之助氏「都利聿斯經とその佚文」は、唐の貞元年間に漢譯せられた星占による運命判斷書「都利聿斯經」が宋末まで支那に存在し、その註釋、衍義書は唐宋時代に次々にあらわれていること、これがインドに本源を有し、イラン文化圈を通過して支那に傳えられたものと考えられる。この書はすでに亡失してゐるその零章は僅かに宿曜經に引用せられてゐるに過ぎないとせられていたが、そ

の佚文が平安朝の「宿曜運命勸錄」に引かれていることを明らかにしてゐる。石濱純太郎氏「回鶻文普賢行願品殘卷」は、ラドローフが

「佛教文庫」第十四卷回鶻文「觀音經」の附錄第三に何經であるかを知らず校印した回鶻文佛教經典が、正しく四十華嚴の普賢行願品殘卷であることを究めたもの。小野川秀美氏「オンギン碑文譯註」Onghin 碑文は突厥復興の初代 Kaghhan Kutluk の二代 Kaghhan Kapaghhan の弟にあたる咄悉胡 Tu-ju-tu のために、その子によつて建てられたのであらうと推定せられる。この碑文については僅かに W. Radloff 氏の譯註とその譯文に基く (1) Marquart 氏の所見、及び W. Bang 氏のある字句に對する解釋が公にされてゐるに過ぎないが、この碑文に見える稱號名及び三代目 Biltig Kaghhan の就任前後における突厥内部の事情を傳えたと思われる記述には唐史の所傳と相補うものもあり、他の諸碑文に見られない重要な資料が含まれてゐる、として譯註を施してゐる。

諏訪義讓氏「拉薩唐蕃會盟碑の建設年次」附、主要營善の名號(一)は、チベット、ラッ

